（様式４）

公募型プロポーザル参加資格確認票

件名　豊中市役所自動車駐車場管理運営事業予定者の公募型プロポーザル方式による選定に係る公募

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 確　認　内　容 | **回　答**  ※いずれかに〇をつけてください。 | |
| （１）　過去３年間において、１か所あたり普通自動車５０台以上の時間貸駐車場を自ら管理運営した実績を有すること。 | はい | いいえ |
| （２）　過去３年間において、官公庁（指定管理施設含む）における駐車場運営の実績を有すること。 | はい | いいえ |
| （３）　地方自治法施行令(昭和２２年政令第１６号、以下「施行令」という。)第１６７条の４の規定に該当しないこと。 | はい | いいえ |
| （４）　本市から豊中市入札参加停止基準　（平成７年６月１日制定）に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。 | はい | いいえ |
| （５）　本市から豊中市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱（平成２４年２月１日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。 | はい | いいえ |
| （６）　会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成１７年法律第８７号）　第６４条による改正前の商法（明治３２年法律第４８号）第３８１条第１項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第１０７条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。 | はい | いいえ |
| （７）　平成１２年３月３１日以前に民事再生法（平成１１年法律第２２５号）附則第２条による廃止前の和議法（大正１１年法律第７２号）第１２項第１項の規定による和議開始前の申立てをしていない者であること。 | はい | いいえ |
| （８）　平成１２年４月１日以後に民事再生法第２１条第１項又は第２項の規定による再手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、　同法第３３条第１項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第１７４4条第１項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。 | はい | いいえ |
| （９） 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条第１項又は第２項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第２条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和２７年法律第１７２号。以下「旧法」という。）第３０条第１項又は第２項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、会社更生法第４１条第１項の再生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る会社更生法第１９９条第１項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続き開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。 | はい | いいえ |
| （10）　労働基準法(昭和２２年法律第４９号)、その他の労働関連法令に違反し官公庁から摘発又は勧告等を受けていないこと。 | はい | いいえ |
| （11） 過去３年間において、法人税または所得税並びに市町村民税、固定資産税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。 | はい | いいえ |

所在地

商号又は名称

代表者職氏名